

(公印省略)

令和4年3月22日

居宅介護支援事業所 各位

健康福祉部介護高齢課

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の届出の留意事項（通知）

令和3年度（2021年度）の介護報酬改定により、以下に該当するケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出し、届出があったケアプランについては、市町村が地域ケア会議等の開催により検証を行うこととされています。

ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、より利用者の意向や状態像にあった訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すものです。

記

1. 対象 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する条件（※注）に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月以降に作成または変更したケアプランのうち、市が提出を求めたもの。

（※注）居宅介護支援事業所を抽出する要件

区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつ、その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」であること

2. 提出書類 ①居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の届出書
②居宅サービス計画書第1表～第7表の写し
（利用者の同意を得たものの写し）
③基本情報（フェイスシート）
④課題分析表（アセスメントシート）

3. 根拠法令 ・藤岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月22日条例第21号）第16条第21項
・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）

4. その他 （1）提出後、必要に応じて地域ケア会議等を行います。
（2）様式はホームページに公開しています。

【HP掲載先アドレス】https://www.city.fujioka.gunma.jp/kenko/koreishafukushi_kaigo/5/2950.html

（藤岡市ホームページトップ→健康・福祉→高齢者・介護→事業者の方へ→居宅介護支援事業所 関係様式→「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証」について）

【事務担当】

介護高齢課 介護保険係 戸花

TEL：0274-40-2292（内線2291）